官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁八）　二
〔法規的告示〕
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の三第四項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（国税庁一二）　二
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（同一三）　五
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第一条第二号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等（厚生労働一七八）　五
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇八）　五
○キンシャサ市モンアンバ地区における電力アクセス改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇九）　六
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二一〇）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件の一部を改正する件（農林水産九〇四）　七
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九〇五）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（経済産業九〇）　九
○建設業法に基づく登録技術試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通四六〇）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三九～一四二）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局一六一）　一〇
〔国会事項〕
内閣　一一
〔人事異動〕
法務　一一
公証人任免（法務省）　一一
〔皇室事項〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四一）　一二
〔官庁報告〕
諸事項　一二
〔公告〕
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　一三
会社その他
有権者申出方、証票無効関係　一三

最高裁規則

○最高裁判所規則第八号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十一日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第一条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第二条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

（司法委員規則の一部改正）

第四条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万五百円」を「一万八百円」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第五条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一万五百円」を「一万八百円」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

第六条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千百四十円」を「六千三百十円」に改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第七条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改める。

第四十条第一項中「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第八条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万二百円」を「一万五百円」に、「八千二百円」を「八千四百五十円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年七月一日から施行する。

2　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○国税庁告示第十二号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第四項、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第七条第六項及び第七条の三第四項並びに消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第二十三条の四第五項の規定に基づき、これらの規定に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。

令和七年六月十一日

国税庁長官　奥　達雄

1　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条第四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるファイル形式とする。

一　省令第五条第一項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項（第三号及び第四号において「申請書面等記載事項」という。）を入力して送信する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　ＸＭＬ形式

二　省令第五条第一項の規定により次に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を送信する場合　ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式

イ　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第三項若しくは第四項（これらの規定を租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から第二百二十八条の三の二までの規定により提出するこれらの規定に規定する申告書、調書、源泉徴収票及び計算書

ロ　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項各号、第二項又は第三項に定める調書

ハ　租税特別措置法第五条の二第一項、第五項後段若しくは第十二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）（同法第五条の三第九項又は第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）、第五条の三第一項若しくは第三項後段、第八条第四項、第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第九条の五第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の十三の三第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する非課税適用申告書、申告書、明細書、報告書及び調書

ニ　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項、第四条の三第一項又は第四条の五第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する国外送金等調書、国外証券移管等調書及び国外電子決済手段移転等調書

ホ　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十三条第一項から第三項まで、第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第五項若しくは第四十六条第二項（これらの規定を租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書、書類及び届出書

ヘ　租税特別措置法施行令第二条の四第五項又は第三条第二項（同令第三条の二第二十一項又は第二十六条の二十第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するこれらの規定に規定する届出書及び書類

三　省令第五条第一項の規定により申請書面等記載事項（法人税法施行規則別表二十付表一から別表二十付表四までに定めるものに限る。）を送信する場合　ＣＳＶ形式
四　省令第五条第二項の規定により申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した同項に規定する電磁的記録に記録された申請等の情報を送信する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式
五　省令第五条第三項（第一号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。）に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合　ＸＢＲＬ形式又はＣＳＶ形式
イ　法人税法施行規則第三十三条第一項第一号並びに第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類
ロ　法人税法施行規則第六十一条の三第一号イ及び第二号イ並びに第六十一条の五第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる書類並びに同令第六十一条の三第一号ハ及び第二号ハ並びに第六十一条の五第一号へ及び第二号へに掲げる貸借対照表及び損益計算書
六　省令第五条第三項の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式
イ　法人税法施行規則第三十三条第一項第二号及び第三十五条第一項第三号に掲げる勘定科目内訳明細書
ロ　法人税法施行規則第六十一条の三第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第六十一条の五第一号ハ及びヘ並びに第二号ハ及びヘに掲げる勘定科目内訳明細書
ハ　別表に掲げる明細書（当該明細書に記載されている事項又は記載すべき事項の内訳に係る部分に限る。）
七　省令第五条第三項（第一号、第三号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により同項に規定する添付書面等記載事項（前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。）を送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式
八　省令第五条第三項（第二号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により同項に規定する添付書面等記載事項を送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

2　法人税法施行規則第三十六条の四第六項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。
一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の四第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式
二　法人税法第七十五条の四第一項の規定により前項第五号イに掲げる書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。第四号までにおいて同じ。）により送信し、又は提出する場合　ＸＢＲＬ形式又はＣＳＶ形式
三　法人税法第七十五条の四第一項の規定により前項第六号イ及びハに掲げる書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式
四　法人税法第七十五条の四第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項（前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。）を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式
五　法人税法第七十五条の四第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号ロに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

3　法人税法施行規則第三十八条の四十八第五項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。
一　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を法人税法施行規則第三十八条の四十八第二項第一号に定める方法により送信する場合（次号に掲げる場合を除く。）　ＸＭＬ形式
二　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項（法人税法施行規則別表二十付表一から別表二十付表四までに定めるものに限る。）を同令第三十八条の四十八第二項第一号に定める方法により送信する場合　ＣＳＶ形式
三　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を法人税法施行規則第三十八条の四十八第二項第二号イに掲げる方法又は同法第八十二条の七第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。）により送信する場合　ＸＭＬ形式
四　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を法人税法施行規則第三十八条の四十八第二項第二号ロに掲げる方法又は同法第八十二条の七第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

4　地方法人税法施行規則第七条第六項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。
一　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を地方法人税法施行規則第七条第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式
二　地方法人税法第十九条の三第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を地方法人税法施行規則第七条第三項第二号イに掲げる方法又は同法第十九条の三第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。）により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式
三　地方法人税法第十九条の三第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を地方法人税法施行規則第七条第三項第二号ロに掲げる方法又は同法第十九条の三第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

5　地方法人税法施行規則第七条の三第四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、ＸＭＬ形式とする。

6　消費税法施行規則第二十三条の四第五項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。
一　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十六条の二第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を消費税法施行規則第二十三条の四第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式
二　消費税法第四十六条の二第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を消費税法施行規則第二十三条の四第三項第二号イに掲げる方法により送信する場合　ＸＭＬ形式
三　消費税法第四十六条の二第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を消費税法施行規則第二十三条の四第三項第二号ロに掲げる方法により送信する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

附　則

1　この告示は、令和七年六月十二日から適用する。ただし、第一項第三号、第三項及び第五項の規定並びに附則第三項の規定は、令和七年九月十六日から適用する。

2　令和七年六月十二日から令和九年十二月三十一日までの間における第一項第四号及び第八号、第二項第五号、第四項第三号並びに第六項第三号の規定の適用については、これらの規定中「ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式」とあるのは、「ＰＤＦ形式」とする。

3　令和七年九月十六日から令和九年十二月三十一日までの間における第三項第四号の規定の適用については、同号中「ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式」とあるのは、「ＰＤＦ形式」とする。

4　別表の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日以後に終了した事業年度の所得に対する法人税に係る申告について適用する。

5　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（平成三十年国税庁告示第十四号。次項において「旧告示」という。）は、令和七年六月十一日をもって廃止する。ただし、第一項第四号及び第八号並びに第二項第五号の規定を除き、法人の同年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税に係る省令第五条第一項の規定による申請等（以下「申請等」という。）及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。次項において「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の令和五年四月一日前に終了した連結事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（令和二年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）に対する法人税に係る申請等については、なお従前の例による。

6　法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度（令和二年改正法附則第十四条第一項に規定する旧事業年度をいう。以下同じ。）を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人の連結親法人事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税並びに法人の同日前に開始した地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度（旧事業年度を含む。）の令和二年改正法第四条の規定による改正前の地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税については、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号。以下「令和二年改正令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の二第六項並びに令和二年改正令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則第八条第六項の規定に基づく国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（令和四年国税庁告示第十八号）による改正前の旧告示第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

別表（第一項第六号関係）

項番	法人税法施行規則別表の番号	書式の名称
一	別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書
二	別表六（四）	控除対象外国法人税額に関する明細書
三	別表六（五）	利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する明細書
四	別表六（十二）	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
五	別表六（十五）	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六	別表六（十六）	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
七	別表六（二十）	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
八	別表六（二十二）	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
九	別表六（二十三）	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
十	別表六（二十八）	特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
十一	別表六（三十一）	リース資産の使用状況等に関する明細書
十二	別表八（一）	受取配当等の益金不算入に関する明細書
十三	別表八（二）	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書
十四	別表十（八）	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書
十五	別表十（十）付表	配当可能利益の額の計算に関する明細書
十六	別表十一（一）	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
十七	別表十一（一の二）	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
十八	別表十二（十二）	特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書
十九	別表十二（十三）	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書
二十	別表十三（五）	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
二十一	別表十四（一）	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書
二十二	別表十四（二）	寄附金の損金算入に関する明細書

二十三	別表十四（二）付表一	公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書
二十四	別表十四（四）	新株予約権に関する明細書
二十五	別表十四（六）	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書
二十六	別表十六（七）	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書
二十七	別表十六（九）	特別償却準備金の損金算入に関する明細書
二十八	別表十七（一）付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書
二十九	別表十七（二の二）付表二	控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書
三十	別表十七（二の三）	超過利子額の損金算入に関する明細書
三十一	別表十七（四）	国外関連者に関する明細書

○国税庁告示第十三号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成三十年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和七年九月十六日から適用する。

令和七年六月十一日

国税庁長官　奥　達雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項第四号に規定する添付書面等は、同条第一項の申請等（以下「申請等」という。）を行う者が同項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項を入力して送信する方法により次に掲げる申請等を行う場合における当該申請等に係る同条第三項に規定する添付書面等とする。	［同上］
一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十号に規定する中間申告書、同条第三十一号に規定する確定申告書若しくは同条第三十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書又はこれらの申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書（以下「修正申告書」という。）の提出	一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十号に規定する中間申告書若しくは同条第三十一号に規定する確定申告書又はこれらの申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書（以下「修正申告書」という。）の提出
二　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二条第十四号に規定する地方法人税中間申告書、同条第十五号に規定する地方法人税確定申告書若しくは第二十四条の四第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出	二　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二条第十四号に規定する地方法人税中間申告書若しくは同条第十五号に規定する地方法人税確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出
［三　略］	［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第百七十八号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）第一条第二号ロの規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第一条第二号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等を次のように定め、告示の日から適用する。

令和七年六月十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第一条第二号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）第一条第二号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等は、次に掲げる感染症の予防のために用いるものであって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の三第一項第二号に規定する外国において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められているものとする。

一　エボラ出血熱
二　コレラ
三　チクングニア熱
四　デング熱

その他告示

○外務省告示第二百八号

令和七年四月二十八日にナイロビで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億五千八百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日本側　松浦博司在ケニア大使
ケニア側　ジョン・ンバディ・ンゴンゴ財務・経済計画長官

令和七年六月十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九号

令和七年五月九日にキンシャサで、キンシャサ市モンアンバ地区における電力アクセス改善計画のための贈与に関する令和五年十月三十一日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

１　内容　贈与の限度額を「三十八億九千八百万円」に改める。

２　署名者

日　本　側　小川秀俊在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　テレーズ・カイクワンバ・ヴァグナー国務大臣兼外務・国際協力・仏語圏大臣

令和七年六月十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第三号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月十一日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年五月三十日

発行年月日　令和六年十一月十八日

旅券番号　ＭＪ四一四五四一八

○農林水産省告示第九百四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第六百五十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）		地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）	

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第六百五十八号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,398.5トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,072.7トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9

茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	123.4
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	42.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	24.1
佐賀県	19.9
長崎県	954.0
熊本県	36.0

茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2

大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,877.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2

大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,329.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8

岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	68.9
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	23.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1

岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1

高知県	43.5
福岡県	47.5
佐賀県	21.8
長崎県	363.3
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,818.9
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7

高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	54.5
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,818.9
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7

○経済産業省告示第九十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の一部を次のように改正し、令和七年六月十二日から適用する。

令和七年六月十一日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年六月十一日」を「令和七年九月十一日」に改める。

○国土交通省告示第四百六十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の九の規定により、同規則第七条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第七条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年六月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

（登録地すべり防止工事試験）

(一) 登録番号　一

(二) 登録技術試験実施機関の氏名又は名称　一般社団法人　斜面防災対策技術協会

(三) 登録技術試験実施機関の変更後の代表者の氏名　若林　直樹

○防衛省告示第百三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の毎日○七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ) 北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ) 北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ) 北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○防衛省告示第百四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の毎日○八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ) 北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ) 東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ) 東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十九日（予備、同月二十日）の○六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度九、一四四メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア) 北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ) 北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ) 北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ) 北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ) 北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ) 北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク) 北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ) 北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十九日（予備、同月二十日）の○六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十一日

関東地方整備局長　岩崎　福久

路線名	供用開始の区間
十八号	上田市秋和字阿能虫四八番一から同市秋和字姥石四四七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月十一日

国会事項

衆議院

質問書提出

六月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問主意書（大石あきこ提出）

ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問主意書（井坂信彦提出）

鉛製給水管に関する質問主意書（井坂信彦提出）

質問書転送

六月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

米の需要見通しに関する質問主意書

大学受験と入学金に関する質問主意書

弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問主意書

看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問主意書

技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問主意書

再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問主意書

博士人材の育成と活用に関する質問主意書

外国人に対する生活保護廃止に関する質問主意書

日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問主意書

火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問主意書

無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問主意書

自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問主意書

太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問主意書

大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問主意書

大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問主意書

食鳥処理工程に関する質問主意書

議事日程

六月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十一号

令和七年六月十日（火曜日）

午後一時開議

第一　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第二　社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

第三　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

参議院

議案受領（予備審査）

六月九日衆議院から次の議案が送付された。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）（衆第四八号）

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第四九号）

議案付託

六月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

信託業法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

財政金融委員会に付託

質問主意書提出

六月九日議員から次の質問主意書が提出された。

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一五五号）

血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五六号）

南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五七号）

衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五八号）

政府職員の公用マイレージに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五九号）

アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六〇号）

法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六一号）

中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六二号）

科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六三号）

公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六四号）

質問主意書転送

六月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

中国製太陽光パネルに内蔵された通信機器及び日本のエネルギー安全保障上の対応に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一三四号）

再生可能エネルギー発電事業者の倒産・廃業及び太陽光パネル放置・撤去費用に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一三五号）

ハーバード大学の留学生受入れに係る安全保障上の懸念に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一三六号）

晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三七号）

晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三八号）

晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三九号）

晴海フラッグ周辺における白タク行為の実態及びライドシェア制度導入の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四〇号）

世界平和統一家庭連合に対する解散命令請求の解釈変更プロセス及び議事録公開に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四一号）

管理不全・住民不在マンションへの制度的対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四二号）

強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を検察が不起訴処分としたことに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四三号）

候補者による選挙前の書籍出版の公職選挙法上の適法性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四四号）

児童虐待疑惑や親権問題を取り上げた動画チャンネルに係る政府の対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四五号）

日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四六号）

報告書提出

六月九日委員長から次の報告書を提出した。

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書審査報告書

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

人事異動

内閣

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（六月八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、沖縄県において開催されている沖縄国際海洋博覧会五十周年記念事業　企画展　海―その望ましい未来を御覧、併せて地方事情を御視察のため、六月四日午前九時二十六分御出門、同県へ行幸啓、同月五日午後九時二十六分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ポルトガルの国祭日につき、六月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人喜多剛久は願により公証人を免ぜられた。

中村誠は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人喜多剛久の後任を命ぜられた。

岐阜地方法務局所属公証人樹下芳博は願により公証人を免ぜられた。

蔦啓一郎は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人樹下芳博の後任を命ぜられた。

神戸地方法務局所属公証人中村昭博は願により公証人を免ぜられた。

田中眞理は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人中村昭博の後任を命ぜられた。（以上六月一日）（法務省）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人喜多剛久の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

令和７年６月11日　　横浜地方法務局

証 票 無 効

法人．復興特別法人．地方法人．所得．復興特別所得．消費．印紙．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

令和６年４月３日交付　第令５―000000032号

芦屋税務署　財務事務官　羽田野竜矢　名義分

令和７年４月16日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年６月11日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止
給与所得者等再生による再生手続開始
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
給与所得者等再生による再生計画認可
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十二頁（号外第一〇八号）

令和七年六月十一日
東京都豊島区東池袋一丁目一四番三号
（甲）佐々木総合管理株式会社
代表取締役　佐々木武彦
東京都豊島区東池袋一丁目一四番三号
（乙）株式会社ディノスシネマ
代表取締役　佐々木伸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日
東京都渋谷区神宮前四丁目二六番二八号二階
（甲）合同会社コアプラス
代表社員　河村　宜克
東京都渋谷区渋谷三丁目一番九号　ＹＡＺＡＷＡビルＵＣＦ三階
（乙）合同会社エスティーエフ
代表社員　河村　宜克

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日
東京都千代田区神田司町二丁目九番地二
（甲）合同会社ＭＡＲＵ　ｃａｐｉｔａｌ
代表社員　**吉丸**　優作
東京都千代田区神田錦町一丁目一四番地一一
（乙）合同会社戸田事務所
代表社員　戸田　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日
埼玉県久喜市本町八丁目三番二三号
合同会社マリゴー
代表社員　内藤　美保

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

埼玉県久喜市本町八丁目三番二三号

合同会社オスカ

代表社員　飯塚あゆみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社まるかとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

千葉県野田市みずき四―一二―六

合同会社ＬＹＮＸ

代表社員　上竹　寛精

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エフセット・ジャパンとします。

効力発生日は令和七年七月十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

神奈川県横浜市中区立野五七番地二三

合同会社エフセット・ジャパン

代表社員　河﨑　貴夫

組織変更公告

当組合は、令和七年五月三十一日開催の総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月十一日

新潟県佐渡市羽茂大崎一五七五番地三

大崎生産森林組合

組合長理事　川上　敏広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社新隆とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

沖縄県宮古島市平良字下里一〇二二番地一九

合同会社新隆

代表社員　新里　隆司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.futurestandard.co.jp/publicnotice/

令和七年六月十一日

東京都台東区台東四丁目八番七号

株式会社フューチャースタンダード

代表取締役　岡　　寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十一日

香川県高松市檀紙町九三九―六

久保木工有限会社

代表取締役　前田　英之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十一日

愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目四〇一番地

ＮＳホールディングス株式会社

代表取締役　林　伸一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十一日

千葉県千葉市美浜区新港三〇番地六

ニッテン商事株式会社

代表取締役社長　林　　政宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十一日

愛媛県四国中央市川之江町七四九ー二

川之江工業水利開発株式会社

代表取締役　三木　雅人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十一日

愛媛県西予市城川町下相五六六番地一

株式会社エフシー

代表取締役　田中　二朗

定款変更につき通知公告

当会社は、令和七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十一日

北九州市小倉南区大字市丸一〇五〇番地

小倉鉱業株式会社

代表取締役　國江　信司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十一日

沖縄県那覇市西二丁目一番一号

沖縄港運株式会社

代表取締役　吉田　和彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百億一千六百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

GC core plus1特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資百億一千六百八十万口を消却することといたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

GC core plus1特定目的会社

取締役　関口　陽平

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九上		終りから五	「（消費生活協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正）」は改行し、行頭を一字下げる。	令和七年六月六日（号外第百二十五号）公布法律第五十四号（保険業法の一部を改正する法律）（印刷誤り）